

保 安 第 2 0 号
平 成 3 0 年 4 月 5 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

旅館業法の一部改正に伴う風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正について

旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号。以下「改正法」という。）が、平成29年12月15日に公布され、これに伴い、旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する制令（平成30年政令第21号。以下「整備政令」という。）及び旅館業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第20号。以下「施行期日政令」とする。）が、平成30年1月31日に公布され、改正法は、同年6月15日に施行されることとなった。

これらにより、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営法施行令」という。）についても所要の改正が行われ、また、改正法の成立に伴い、平成30年3月22日に公布された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営法施行規則」という。）について、所要の改正が行われたところであるが、これらの改正の概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正法等の概要

(1) 改正法の概要

旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、旅

館業法（昭和23年法律第138号）に規定するホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業へ統合するなどの措置を講ずるもの。

(2) 整備政令の概要

改正法の施行に伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めるなど旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）その他関係政令の規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

改正法により、旅館業法第2条第2項に規定する「ホテル営業」及び第2条第3項に規定する「旅館営業」という2つの営業種別を統合し、改正後の旅館業法第2条第2項において、「旅館・ホテル営業」という1つの営業種別として規定することとしたところ、これらに伴い、風営法第31条の23の表第4条第2項第2号の項中「ホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改めるなど、風営法、風営法施行令及び風営法施行規則についても、所要の改正を行うもの。

3 施行期日

平成30年6月15日

4 添付資料

- (1) 改正法に係る官報（別添1）
- (2) 整備政令に係る官報（別添2）
- (3) 施行期日政令に係る官報（別添3）
- (4) 改正規則に係る官報（別添4）
- (5) 風営法に係る新旧対照条文（別添5）
- (6) 風営法施行令に係る新旧対照条文（別添6）
- (7) 風営法施行規則に係る新旧対照条文（別添7）

担当 保安課営業係風俗担当

旅館業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八十四号

旅館業法の一部を改正する法律

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第二項中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、洋式の構造及び設備を主とする」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三条第一項中「経営しようとする者」を「営もうとする者」に改め、同項ただし書中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「経営しよう」を「営もう」に改め、同条第二項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号中「前二号の二」を「第一号から第五号までのいずれか」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が前各号のいずれかに該当するもの

第三条第二項第一号中「この法律又は」を「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは」に、「基く」を「基づく」に改め、「違反して」の下に「罰金以下の」を加え、「終り」を「終わり」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三条第二項に次の一号を加える。

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第三条の四中「かんがみ」を「鑑み」に、「営業の二」を「旅館業の二」に改める。

第四条第一項及び第三項中「営業の二」を「旅館業の二」に改める。

第六条第一項中「営業者は、」の下に「厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に」を、「その他の」の下に「厚生労働省令で定める」を加え、「当該職員」を「都道府県知事」に改める。

第七条第一項中「必要があると認めるときは」を「この法律の施行に必要な限度において」に、「営業の二」を「旅館業の二」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「且つ、関係者」を「かつ、関係者」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第三項の規定による命令をすべしかを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七条の二中「営業の二」を「旅館業の二」に改め、「規定に基く」を削り、同条に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が営まれている場合であつて、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く）に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条中「若しくは」の下に「この法律に基く命令の規定若しくは」を加え、「第三条第二項第三号」を「第三条第二項各号（第四号を除く）」に、「期間」を「一年以内の期間」に、「営業の二」を「旅館業の全部若しくは一部の二」に、「当該営業」を「当該旅館業」に改める。

第八条の二中「営業の二」を「旅館業の二」に改め、「規定に基く」を削り、「前二条」を「第七条の二（第三項を除く）又は前条」に改める。

第十条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「又は三万円」を「若しくは百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号中「同条同項」を「同項」に、「経営した」を「営んだ」に改める。

第十一条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「五千円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「忌避した」を「忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第七条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条、第九条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の旅館業法（以下「旧旅館業法」という。）第三條第一項の許可を受けて旧旅館業法第二條第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業を経営している者は、この法律による改正後の旅館業法（以下「新旅館業法」という。）第三條第一項の許可を受けて新旅館業法第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業を営む者とみなす。

第四条 新旅館業法第八條（旅館業法第三條の二第一項に規定する営業者が新旅館業法第三條第二項各号（第四号を除く）に該当するに至つたときに係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に新旅館業法第三條第二項第一号、第二号、第三号（旅館業法又は同法に基く処分を違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者に係る部分を除く）、第六号（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が新旅館業法第三條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当するものに係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第七号（法人であつて、その業務を行う役員のうち新旅館業法第三條第一項第一号、第二号又は第三号（旅館業法又は同法に基く処分を違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者に係る部分を除く。以下この条において同じ。）のいずれかに該当する者があるものに係る部分に限る。以下この条において同じ。）のいずれかに該当している旧旅館業法第三條第一項の許可を受けて旧旅館業法第二條第一項に規定する旅館業を経営している者が、引き続き新旅館業法第三條第二項第一号、第二号、第三号、第六号又は第七号のいずれかに該当している場合については、この法律の施行の日（次条及び附則第十条において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

（施行前の準備）

第五条 新旅館業法第三條第一項の許可を受けて新旅館業法第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業を営もうとする者は、施行日前においても、新旅館業法第三條第一項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新旅館業法第三條第二項から第六項までの規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同条第一項の許可を受けたものとみなす。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二十三の表第四條第二項第二号の項中「ホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表第九号中「旅館業法」の下に「昭和二十三年法律第三百三十八号」を加え、「ホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

一 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第十一条第四項第一号

二 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十一条第四項第一号

三 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）

第十二条第一項

(通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条 削除

(罰則に関する経過措置)

第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	野田 聖子
厚生労働大臣	加藤 勝信
国土交通大臣	石井 啓一

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十一号

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、旅館業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第八十四号)の施行に伴い、並びに同法附則第十一条及び旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(旅館業法施行令の一部改正)

第一条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項を削り、同条第二項中「法」を「旅館業法(以下「法」という。)」に、「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第二号を削り、同項第二号中「和式の構造設備による客室」を「一客室」に改め、「それぞれ」を削り、「七平方メートル」の下に「(寝台を置く客室にあつては、九平方メートル)」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「これに類する設備」を「当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同項第九号中「当該施設の」を「その」に、「第一号学校等の敷地」を「法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)」に、「当該第一条学校等」を「当該施設」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「都道府県」の下に「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。)」を加え、同号を同項第八号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改める。

第三条中「、営業」を「、旅館業」に改め、同条第一号中「営業」を「旅館業」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第二条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第四項第二号及び第二十八条の九第四項第二号中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令の一部改正)

第三条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(昭和三十二年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「めん類」を「麺類」に改め、同表第三号ただし書、第四号ただし書及び第五号ただし書中「あわせ」を「併せ」に改め、同表第十三号中「ホテル営業及び旅館営業」及び「これらの営業」を「旅館・ホテル営業」に、「あわせ」を「併せ」に改め、同表第十四号中「あわせ」を「併せ」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正)
第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「ホテル若しくは旅館」を「ホテル等」に改め、同条第一号中「ホテル」を「ホテル等」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「又は旅館(同法第二条第三項に規定する旅館営業に係る建物又は建物の部分をいう。同号において同じ。)」を削る。

第三条第一項第二号中「ホテル、旅館」を「ホテル等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に旅館業法の一部を改正する法律による改正前の旅館業法(以下「旧旅館業法」という。)第三条第一項の規定による許可を受けて旧旅館業法第二条第三項に規定する旅館営業を営んでいる者がその営業の用に供している施設については、平成三十年十二月十五日までは、引き続き第一条の規定による改正前の旅館業法施行令第一条第二項に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準に適合する限り、第一条の規定による改正後の旅館業法施行令第一条第一項に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準に適合するものとみなす。

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 加藤 勝信

旅館業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十号

旅館業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

旅館業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年六月十五日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 野田 聖子

厚生労働大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 石井 啓一

○国家公安委員会規則第一号

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

（号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（ホテル等内適合営業所の基準）</p> <p>第七十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条第一項の許可を受けて旅館・ホテル営業を営む者（以下この条において「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。</p> <p>〔二〕四 略〕</p> <p>五 営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。</p>	<p>（ホテル等内適合営業所の基準）</p> <p>第七十六条 〔同上〕</p> <p>一 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条第一項の許可を受けてホテル営業若しくは旅館営業を営む者（以下この条において「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。</p> <p>〔二〕四 同上〕</p> <p>五 営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条（第四項を除く。）、 第五条（第一項第三号を除く。）、第八条、第十条及び第十一条の 規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条 、第十条の二、第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四 条、第十五条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二 条第一項（第三号を除く。）及び第二十四条の規定は特定遊興飲 食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の 表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術 的読替えは、政令で定める。</p>			
<p>第四條第一 項第五号及 び第六号</p>	<p>第二十六條第一項</p>	<p>第四條第一 項第五号及 び第六号</p>	<p>第二十六條第一項</p>
<p>第四條第二 項第二号</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>ないとき（当該営業所 が、旅館業法（昭和二 十三年法律第三百十八 号）第二条第二項に規 定する旅館・ホテル営 業に係る施設内に所在</p>	<p>第三十一条の二十五第 一項</p>	<p>ないとき（当該営業所 が、旅館業法（昭和二 十三年法律第三百十八 号）第二条第二項に規 定するホテル営業又は 同条第三項に規定する</p>	<p>第三十一条の二十五第 一項</p>

(略)	
(略)	
(略)	<p>し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（次項において「ホテル等内適合営業所」という。）であるときを除く。</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（次項において「ホテル等内適合営業所」という。）であるときを除く。</p>

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文（抄）

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（第四条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第一項第五号の政令で定める施設）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル等、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。</p> <p>一 ホテル等（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業に係る建物又は建物の部分をいう。第三条第一項第二号において同じ。）内の区画された施設</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（法第二条第六項第四号の政令で定める施設等）</p> <p>第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ホテル等その他客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）</p> <p>イ ホ （略）</p>	<p>（法第二条第一項第五号の政令で定める施設）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。</p> <p>一 ホテル（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業に係る建物又は建物の部分をいう。第三条第一項第二号において同じ。）又は旅館（同法第二条第三項に規定する旅館営業に係る建物又は建物の部分をいう。同号において同じ。）内の区画された施設</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（法第二条第六項第四号の政令で定める施設等）</p> <p>第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）</p> <p>イ ホ （略）</p>

2
•
3

(略)

2
•
3

(略)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(ホテル等内適合営業所の基準) 第七十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階(当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上)の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けて旅館・ホテル営業を営む者(以下この条において「ホテル等営業者」という。) 又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>五 営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。</p>	<p>(ホテル等内適合営業所の基準) 第七十六条 「同上」</p> <p>一 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階(当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上)の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けてホテル営業若しくは旅館営業を営む者(以下この条において「ホテル等営業者」という。) 又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>五 営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。